

宇和島市教育委員会会議録

令和4年7月定例会

令和4年7月28日開催

宇和島市教育委員会

宇和島市教育委員会 令和4年7月定例会 会議録

1. 開会日時 令和4年7月28日(木) 午後4時
2. 場 所 宇和島市役所本庁 801会議室
3. 出席者 教育長) 金瀬 聡
教育委員) 木下 充卓、高山 俊治、弓削 由美子、
浅井 敬司、田村 裕子
4. 欠席者 なし
5. 出席職員
教育部長 片山 治彦、教育総務課長 面川 啓之、
学校教育課長 大柴 博之、生涯学習課長 杉浦 光信、
文化・スポーツ課長 森田 浩二、人権啓発課長 大内 真二、
学校給食センター所長 児玉 雅人

教育総務課課長補佐 薬師神 司、同課総務係長 山口 真史
同課主事 新居田 智士
6. 付議事件
報告第21号 専決処分した事件の承認について
(教育財産の取得の申出について)
議案第10号 宇和島市奨学資金に関する条例の一部を改正する条例
7. 会議概要
(1) 会議成立の報告
○教育総務課長
教育長及び在任委員の全員が出席されております。定足数を満たしておりますので、本会議は成立していることをご報告いたします。
それでは、ここからの進行は教育長、宜しくお願いいたします。

(2) 開会宣言・教育長報告(午後4時)
◎教育長
それでは、ただいまから7月の定例教育委員会会議を開催いたします。

7月21日から夏休みに入っております。このところ宇和島市内も、新型コロナウイルス感染症の陽性者数が少し多い状況になってはいますが、感染対策をしっかり行い、規模を縮小しながら、3年ぶりのうわじま牛鬼まつりを開催できたというところは、本当に良かったかなと思います。

その後新型コロナウイルス感染症の陽性者数が増えることも、心配していましたが、さほど今の段階では、爆発的に増えたという状況ではないようですのでほっとしています。

教育長報告に入りたいのですが、資料の1ページ、2ページをご覧ください。

7月20日に、宇和島経済研究会からお声掛けいただいて、小一時間ほどお話をさせていただき時間をいただきました。今回は資料が間に合わなかったのも、次回またどんなお話をさせていただいたのか、ということをご紹介したいと思います。

今日はですね、席上に2枚ほど資料をお配りしています。

この3月に宇和島市の教育振興基本計画を策定いたしました。これは国の教育振興基本計画も参酌したものになっています。国の方では、令和5年度から第4期の振興基本計画を策定するというので、今中央教育審議会の方で議論がされているところです。

お配りした新聞記事は、7月12日に第4回の会合があって、国の振興基本計画の諮問事項において、重要な目標とされている、「1人1人の多様な幸せであるとともに社会全体の幸せでもあるウェルビーイング」をどう実現していくかについて議論を行ったと、そういう記事になっています。

この3月に、教育振興基本計画を宇和島市で策定したわけですが、その2年前に教育大綱を議論いたしました。そこでウェルビーイングについては、持続可能な地域社会というキーワードとともに掲げさせていただいてるわけですが、そういったものをいよいよ国としても取り上げていくというような流れになっていきそうです。

新聞記事にある写真のすぐ下の段。内田教授という方が、実はそのウェルビーイングの意味は、それぞれの国・集団・地域での文化的な価値に繋がるもので、国や地域の文化によって異なることを指摘されています。

そのもう1つ下の段には、このようなことが書いてあります。「そのため日本では、獲得的な幸福感を測る『私の人生は、とても素晴らしい状態だ』『だいたいにおいて、私の人生は理想に近いものである』といった尺度より、協調的幸福感を測る『自分だけでなく、身近な周りの人も楽しい気持ちでいると思う』『大切な人を幸せにしていると思う』『平凡だが安定した日々を過ごしている』などの尺度がなじみやすい可能性を示唆」しており、「教育においても自己実現やスキルといった側面だけでなく、多様なつながりと協働、社会貢献力、利他性などの、協調的な幸福感につながる側面も重視することが必要だ」とこのようなことを仰っています。

この方の資料も、文部科学省のホームページにアップされているのですが、大変

参考になるという印象を持っています。

特に国がこういうことを言ってるから、文部科学省がこういうことを言ってるからということではなくて、そういう大きな考え方の中で、最終的には地域地域の独自の要素というものを考えた方が良いという指摘です。

宇和島において、どのような形で、人と社会の幸せを実現していけるような、そういうところに繋がるような教育をしていけるのか、というところをまた探していきたいと改めて思いました。

参考までに、もう1枚資料を付けていますのは、これあくまで中央で議論をしている内容ということにはなりますけれども、次期国の教育振興基本計画の策定に向けて、現段階でどのような意見が出ているのかということをご紹介するためです。後程またご覧いただきたいと思えます。

そこで言われている意見を私たちの宇和島に当てはめた時にどのようなことになるかということ意識しつつ、今後の取り組みの参考にしていきたいと思えましたということをお伝えして、今月の報告に代えさせていただきたいと思えます。

次に議事へ入りますが、その前にご報告いたしたいと思えます。

先月の定例会で、ご報告させていただきました通り、6月の議会において、浅井委員の再任について同意をいただきました。令和4年7月1日から新たな任期を務めていただいておりますので、一言ご挨拶をいただけたらと思えます。

宜しく願いいたします。

◎浅井委員

失礼します。

この度、2期目を務めさせていただくことになりました、浅井敬司と申します。

日頃、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に関する対応を始め、教育委員会の事務方の皆さんは本当にご苦労が多いのではないかと思います。私のできることは本当にわずかですけれども、他の教育委員さんとまた知恵を出し合って、今後とも一生懸命取り組みたいと思えますので、どうぞ宜しく願いいたします。

◎教育長

ありがとうございました。

どうぞ宜しく願いいたします。

(3) 付議事件

◎教育長

それでは早速議事に入ります。

まずは、付議事件の報告第21号について、事務局から説明お願いいたします。

○教育総務課長

失礼いたします。資料の3ページ、4ページをお開きいただけたらと思えます。

報告第21号専決処分した事件の承認についてでございます。専決第21号教育

財産の取得の申出について、7月1日付けで専決をさせていただきましたので、そ
のご承認をしていただきたく、ご説明したいと思います。

まず、4ページの方ですが、取得の目的といたしましては、吉田統合小学校整備
を進めるに当たりまして、これまで借地があったのですが、その借地部分を購入し
ようというものでございます。取得する財産は、合計で8筆の6,627㎡。取得
価格は8,416万2,900円でございます。

次のページをご覧くださいと思います。こちらは、先ほども申しましたよう
に、吉田統合小学校の建設及び道路拡幅のため、現吉田中学校の敷地内にあります
所有者5名、計8筆の借地につきまして、用地取得をして、市長に申出を行いました
ので、その報告をするものでございます。

購入予算につきましては、令和3年度からの繰越予算によりまして、川沿いの部
分が建設課の分ですが、こちらが904万2,400円。それ以外の部分が学校の
敷地、グラウンドの部分ですが、教育総務課分として8,416万2,900円に分
けて、購入したというものでございます。6月末に全筆宇和島市への所有権の移転
登記が完了となりました。

上の表で言いますと、太く囲った部分のところが、教育委員会所管分ということ
で、地権者のところの番号①から⑤が、下図の購入箇所を示した航空写真の番号と
対応しており、四角く囲ったところが、該当の借地でございます。

以上ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

◎教育長

教育財産の取得について説明が終わりました。

本件についてご質問等あればお願いいたします。

◎木下委員

これで私有地は無くなって、全部市の土地になったということですか。

○教育総務課長

その通りでございます。

◎高山委員

この土地で、教育総務課分と建設課分で分かれているのは、これどういう意味合
いがあるのか分かれているのですか。

○教育総務課長

航空写真の下側が河内川になっているのですが、河内川の上の部分が道路になっ
ております。

道路の拡幅をいたしますので、番号で言いますと、①-1、①-2、②、③-1、
③-2がちょうど道路用地に該当する部分になります。そのため、あらかじめ道路
所管の建設課とそれ以外の教育委員会所管とで分けて用地交渉に臨んだというこ
とでございます。

◎教育長

他、ございますか。

◎全委員

－特に質問、意見等なし－

◎教育長

それでは採決に移ります。報告通り承認することに賛成いただける方は、挙手をお願いいたします。

◎全委員

－挙手－

◎教育長

ありがとうございました。

挙手全員ですので、報告通り承認という扱いにいたします。

続きまして、議案の第10号について説明をお願いいたします。

○教育総務課長

6ページをご覧くださいと思います。

議案第10号といたしまして、宇和島市奨学資金に関する条例の一部を改正する条例を制定するため、次の通り市長に意見を申し出ようと考えているものです。

提案理由といたしましては、奨学生に対する支援という部分をより充実して、教育の機会均等に資するため、入学時に貸し付ける支度金を増額するよう条例の一部を改正をしようと考えておるものでございます。

次のページをご覧くださいと思います。条例の該当部分の別表が少し変わるような形になります。左が改正前、つまり現状でございます。

支度金の部分に下線を引いてありますが、高等学校、高等専門学校は支度金が3万円で、今現在対応しているところですが、それを15万円。大学、短大と専門学校につきましては、現在6万円ですが、30万円に増額ということで対応していきたいと考えております。

次の8ページ、9ページは、現行の条例を書いてございます。

そのまま10ページをご覧くださいと思います。こちらの方で本奨学資金貸付制度の現状と概要をご説明させていただきたいと思います。

現状といたしまして、高校等入学時に、支度金といたしまして現在3万円。月々の修学金として1万5,000円。大学等に関しましては、入学時に支度金として6万円、月々の修学金として3万円と定めております。

課題といたしまして、文部科学省や日本学生支援機構の調査によりますと、大学等の入学時におきまして、掛かる費用という部分が、やはりかなり多額に上っている部分が多いということと、あと高校等におきましても、いろんな各学校ごとに聞き取りをしたところ、やはり当然必要経費という部分は、上昇している現状があるという実態がございます。

そういう部分について、ある程度行政の方からも、特に支度金の部分のご支援を

したいという趣旨でございます。

なお、実施につきましては、令和5年度入学生、来年度の入学生より適用したいと考えています。議決をいただきましたら、本年の11月末頃より募集を開始し、可能であるならば、支度金なので早期に、年度内の対応という部分も考えておりますが、早々にそういった形で今年度からしていきたいと考えております。

続けて11ページをご覧くださいと思います。愛媛県及び県内他市の貸付金に関する現在の実施状況でございます。赤枠で囲ったところが、支度金。今回宇和島市が改正を行おうという部分でございます。

ご覧のように、高校等については、他市は同額3万円から10万円ほどございます。

大学等に関しましては、現状といたしまして、宇和島市が一番少ないということもありまして、この表からもいきますと、やはり数十万円は必要ではないかと考えて、高校等の支度金は3万円を15万円に、大学等の支度金は6万円を30万円に変更しようというものでございます。

よろしくご承認いただきたいと考えております。お願いいたします。

◎教育長

事務局からの説明が終わりました。

本件について、ご質問、ご意見等あれば、お願いをいたします。

◎木下委員

この奨学金を利用される方は、大体年平均で宇和島市にどれくらいの方がおられるのでしょうか。

○教育総務課長

今のところ、大体新規で4、5人ぐらいの方が利用されています。昨年でいうと、継続の方もいらっしゃいますので、16名ということではございますが、金額が少ないという部分があるかもしれないとも思っています。

ただ、無利子という部分は、やはり良い部分だろうと思っておりますので、周知を今後していきたいと考えております。

◎教育長

他でございますでしょうか。

◎全委員

－特に質問、意見等なし－

◎教育長

それでは特にご意見等もないようですので、採決に移りたいと思います。

議案第10号について、事務局の説明通り、原案通り可決することに賛成をいただける方は挙手をお願いいたします。

◎全委員

－挙手－

◎教育長

ありがとうございました。

原案通り可決という扱いにいたします。

(4) 説明及び報告事項

◎教育長

続きまして、議事日程4番の“説明及び報告事項”に移りたいと思います。

まず最初に、1番の修学旅行と運動会について、状況の説明をお願いいたします。

○学校教育課長

12ページをご覧ください。まず、修学旅行につきましてご説明をいたします。

小学校は、戸島小学校、日振島小学校に6年生の児童が在籍しておりませんので、それ以外の26校のうち、13校が5月下旬から6月上旬にかけて実施いたしました。残りの13校は9月中に実施予定でございます。

中学校につきましては、2年次に修学旅行を実施した2校以外、4校の3年生が6、7月中に修学旅行を実施いたしました。ただし、津島中学校につきましては、警報発令等の関係で、3泊4日の日程が2泊3日に変更となりました。なお、市内6校の2年生が10月中に修学旅行に行く予定でございます。

小中学校ともに感染防止対策を徹底した上で、修学旅行を実施し、無事に終えることができました。

運動会につきましては、5月開催の小学校が16校。9、10月開催の小学校が12校ございます。中学校につきましては6校とも、9月11日日曜日に実施予定でございます。

5月に行われた運動会は、各校の実態に応じて、感染症対策をしながら実施し、無事に終えることができました。

以上で終わります。

◎教育長

修学旅行と運動会について説明がありました。

私も見に行っている中で、運動会は、種目毎に保護者の方々が入れ替わっていただくという部分について、特にお願いする必要もなく、もう自動的に入れ替わってくださるような状況になっていて、本当に協力していただいていると感じております。

何かご質問やご意見等ございますでしょうか。

◎全委員

ー特に質問、意見等なしー

◎教育長

よろしいでしょうか。

それでは、2番目の「学びまじわうトコロ 宇和島動画プレゼンコンテスト」について説明をお願いします。

○学校教育課長

13、14ページをご覧ください。

このたび、学校教育課では、市内の小学校4年生から高校3年生を対象として、宇和島市動画プレゼンコンテストを行うことといたしました。

現在市内の小中学生につきましては、学校の授業を通して、宇和島市の産業や歴史文化について学習をしております。

その中で、児童生徒は、魚類や真珠養殖、柑橘生産が盛んであるという、大まかなイメージは掴んでおりますが、例えば、ブラッドオレンジの産地化や、本鮪やスマといった高級魚の生産など、まだまだ知らないことがたくさんございます。

そこで、子どもたちが自分の力で宇和島のことを調べて、それを1人1人に配布しているiPadを使って、プレゼンテーション動画としてまとめる活動を通して、もっと宇和島のことを知ってもらい、もっと宇和島を好きになってもらう。さらには、子どもたち自身が、宇和島の良さを伝える発信者となってもらいたいという願いも込めて、このコンテストを企画いたしました。

募集期間は令和4年8月1日から令和5年1月31日。募集部門といたしましては3つです。1つ目、歴史・スポーツ・文化。2つ目、産業。3つ目、英語のスピーチの3部門としております。

なお、表彰式は令和5年2月23日の14時からパフィオうわじまで予定しております。

以上です。

◎教育長

ありがとうございました。

このコンテストの件についてご質問等があれば、お伺いをしたいと思います。

いかがでしょうか。

◎高山委員

これは各児童生徒が端末で、産業なら蜜柑のところを撮ったりして、CM大賞の時みたいに自分で編集をして、声とかも入れて、作品として作るということですか。

○学校教育課長

今おっしゃった通りでございます。

子どもたちはそういった技術を学校の方で学んでおりますので、それを活かしてということになるかと思えます。

◎教育長

他、ございますか。

◎木下委員

これは、子どもたちが個人1名で参加するのでしょうか。それとも、グループでの参加もあるのでしょうか。

○学校教育課長

グループの参加もありなのかどうか。そこも重要になってくると思いますので、

担当者に確認しておきたいと思います。(個人・グループどちらでも参加可能である旨、後日回答済)

ありがとうございました。

◎教育長

弓削委員、お願いします。

◎弓削委員

面白いことをするなと思ったのですが、こういうことをするというのは、小学校4年生から高校3年生の皆さんには、もう伝えてあるというか、プリントみたいなものは渡してるのでしょうか。

○学校教育課長

渡しております。

これ以後も、学校の方等にもお願いをして、募集が多くなるように努めていきたいと思っております。

◎教育長

他、ございますでしょうか。

◎全委員

ー特に質問、意見等なしー

◎教育長

よろしいでしょうか。

それでは、3つ目のホリバタ事業、「うわじま∞あいだいプロジェクト」について説明をお願いいたします。

○生涯学習課長

資料15ページをご覧ください。中央公民館のホリバタで実施いたします、愛媛大学とのコラボ事業、「うわじま∞あいだいプロジェクト」についてご説明いたします。

昨年度から引き続きの事業でございまして、今年度で2年目となります。

事業の目的としては、持続可能な宇和島市の創り手の育成。それから、市内中高生の地域への興味関心の醸成。それから、中高生相互のコミュニティ。つまり、それぞれの繋がりづくりを大きな目的としておりまして、事業概要としては、市内の中高生と愛媛大学生が全7回の予定で、地域の農林水産業の取り組みや課題、それから歴史文化について、グループワークやフィールドワーク、現地調査を通して学んでいくという事業になります。

主催は宇和島市教育委員会。共催が愛媛大学。大学の「地域協働センター南予」で共催ということになります。

参加者は市内中高生と愛媛大学生、それぞれ10人ずつの合計30名程度を想定しております。

日程は、来月8月6日を皮切りに、最終回12月18日まで計7回の講座を計画

しておりました、第1回から第5回に関しては、各テーマ毎の学びの場。それから6回、7回については、地域課題への改善に向けたそれぞれのアイデア出しなど、実践まで至るような取り組みをしていただいて、最終回で報告会というような形のスキームを計画しております。

ご説明は以上です。

◎教育長

生涯学習課長からの説明がありました。

ご質問等があれば、お願いします。

◎浅井委員

今年で2年目ということですが、昨年度と変わった点などは、ありますでしょうか。もしあったら教えていただけたらと思います。

○生涯学習課長

大きく変わった点として、昨年度は愛媛大学の側が、特に教育学部の学生の方だけだったのですが、今年度はより幅広い学部の方にも参加していただく、学部横断的な組織を愛媛大学の方で募集していただいて、いろいろな学部からの参加をいただいております。

各講座については、昨年度のテーマ毎の取り組みが、子どもたちにも非常に好評でございまして、より深掘りをした学びの場となればと考えております。

以上です。

◎教育長

他にいかがでしょうか。

大学側のメリットは、どんなところでしょうか。

○生涯学習課長

大学側としては、この「地域協働センター南予」が宇和島市に限らず、南予地域の各市町と様々な事業を実施しております、特に愛媛大学は県内市町との連携と地域活性化を進めております。そういった地域活動活性化に寄与するというのも、大学側にとって非常に大きなテーマとなっております。

◎教育長

相互にとってメリットがある、ということですね。

今、中高生は何人ぐらい集まっていますか。

○生涯学習課長

今ここでは、正確な人数が分かる資料を持ってきておりませんが、高校生に至っては10人を超えるメンバーが集まっていると聞いております。

◎教育長

ありがとうございました。

他、ございませんでしょうか。

◎全委員

－特に質問、意見等なし－

◎教育長

それでは、4番目の伊達博物館改築事業の基本設計について、文化・スポーツ課長からお願いします。

○文化・スポーツ課長

伊達博物館改築事業の基本設計につきましては、先月この場で概要をご説明いたしました。続きまして、今月もご報告を申し上げます。

この定例会でご説明した後、伊達博物館建替委員会や宇和島市議会にもご説明して、大きな変更もなく、基本設計として市民の皆様にも報告できるということになりましたので、その旨をご報告いたします。

18ページをご覧ください。7月22日の愛媛新聞の3面の記事ですが、こちらにまとめていただいておりますので、ご覧いただきながら、再度改めてになりますが、ご説明をさせていただきます。

まず、パース図等載せていただいておりますが、文化遺産の歴史文化を未来へ伝えるだけではなくて、周囲の公園と一体化した整備であること。また、近隣等のネットワークを構築し、にぎわい創出の中心施設であると位置付けております。

構造は鉄筋コンクリートの2階建てになります。一部鉄骨となります。延床面積が約4,000㎡を予定しております。軒を低くした大屋根と藤棚からカフェ棟へ続いて、まちへ開かれるというようなイメージとなっております。

総事業費は、現在のところ約45億円という数字を見込んでおります。

新伊達博物館の企画展示室や収蔵庫は、大規模地震の津波等にも対応するために、5メートル以上に配置いたしまして、展示室は、国宝や重要文化財の公開手続きが簡素化できるということで公開承認施設への認定を目指して、大きな企画展もやっということとなっております。

公園部分でございますが、広場の総面積は少し縮小しますが、現状と同じ機能を確保することとしております。

皆様にお見せしました計画案につきましては、7月22日からホームページの方で公開をしております。

この件につきまして、次に16、17ページがございますチラシになりますが、市民説明会の開催とパブリックコメントを募集するという予定にしております。

8月7日のパフィオうわじまを皮切りに、8日、9日、10日、11日。5日間、合計7回の市民説明会を開催し、8月1日から31日の間、意見募集ということでパブリックコメントを実施いたします。

皆様もぜひ近くの会場にお越しいただいて、知り合いの方等にも声を掛けていただいて、興味を持ってもらって、市民全体で意識の醸成ができたらと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

◎教育長

基本設計について、その内容とそれから市民説明会等について説明がありました。これに関して、何かご意見等、或いはこのような話を聞いた、というようなことがあれば、お聞かせいただければと思いますが、いかがでしょうか。

◎田村委員

失礼します。

公開承認施設とあるのですが、どのような条件があるのでしょうか。

○文化・スポーツ課長

現博物館でも、重要文化財や国宝は、なかなか誘致できないのですが、宇和島市にあります豊臣秀吉像も含めまして、重要文化財等を展示する時には、文化庁と協議をしながらしなくてはなりません。

そのためには、湿度や温度の管理、照明の管理等々、非常に複雑な管理をする必要がありますが、今の現状の展示室では、その温度管理もかなり難しいため、新しい施設にして、きちりとしたその基準に合った部屋を造り、それで実績を作ることによって、文化庁の方から公開承認施設として認めていただくことができます。

公開承認施設に認定されますと、重要文化財等を展示する際の手続きの簡素化というようなメリットがございます。なかなかハードルの高い施設ではございますが、当博物館には自分のところで重要文化財も持っておりますので、その公開の頻度も含めまして、できるだけ国宝や重要文化財も、宇和島市の方にも触れていただく、見ていただける機会を増やそうとして、目指そうということになっています。

開館から5年間で3回以上の国宝や重要文化財の展示をするという計画で、いつ何を誘致するかはまだこれからですが、それを実績に、公開承認施設として文化庁から認めていただくという計画でございます。

◎田村委員

良く分かりました。ありがとうございました。

◎教育長

ありがとうございました。

他、ございますでしょうか。

◎全委員

ー特に質問、意見等なしー

◎教育長

この地域の文化や伝統等、地域内の人はもちろん、域外の人に対しても、アピールできるような、そして地域の人には特に誇りを持ってもらえるような博物館としていけるように、市民の皆様にも丁寧な説明に努めて参りたいと思います。

(5) その他

◎教育長

続きまして、議事日程5番、“その他”に移りたいと思います。

こちらはまず最初に、愛媛県県立学校振興計画（案）についてです。

教育総務課長、お願いします。

○教育総務課長

失礼いたします。

19ページをご覧いただいたらと思います。愛媛県県立学校振興計画（案）でございます。こちらは一部抜粋をしておりますが、全20ページございます。関連する部分をご説明し、それ以外については後程ご覧いただいたらと思います。

まず、先般愛媛県の教育委員会から本計画案について情報提供があったということで、そのご説明でございます。

こちらにつきましては、先般もお話しましたが、令和2年10月から愛媛県教育委員会で、同振興計画の検討委員会と、あと県内8地区の地域協議会を設置して、計画案の策定を進めてきたものでございます。

このたび、その検討委員会が、愛媛県教育委員会の方に答申し、それを受けて、愛媛県教育委員会が振興計画の案という形でまとめたものでございます。

計画の内容といたしましては、県立学校の再編整備基準や魅力化の在り方を定めるとともに、期間を令和5年度から令和14年度まで10ヵ年といたしまして、今回は前期計画の令和5年から9年度までについて、具体的な案が学校ごとに示されたものとなっております。

再編整備基準について、27ページをご覧いただいたらと思います。

前提といたしまして、まず再編整備基準では、適正規模は1学年3から8学級が基本であると定めております。

その上で、それを下回る場合の取り扱いとして、地域への配慮を明示しつつ、入学生が80人以下が3ヵ年継続した場合は、そのあと募集停止に至るなど、いろいろな統廃合の基準を示しています。また、地域の努力の部分で、キャンパス制であったり、入学定員の工夫など、総合的な再編整備を行えるという基準になっております。27ページが、その表の部分となっております。

続いて、23ページの部分が、宇和島・南宇和地区に関する具体的な内容でございます。5点ほどご説明します。

まず、2段目の津島分校でございます。こちらは令和7年度から宇和島東高校と統合、とされています。

次に、4段目の宇和島水産高校は、令和9年度に新たに設置される宇和島南高校と統合。以後、宇和島南高校になり、総合学科と水産科という学科構成を予定しております。

さらに、下から2番目の三間分校。こちらは令和7年度から、北宇和高校と統合されることとなります。

最後に、一番下の欄外のところですが、宇和島南中等教育学校です。こちらは令

和6年度から募集停止となりますので、令和5年度の入学生が最終となります。

また、定員の部分ですが、吉田高校、北宇和高校におきましては、普通科が令和9年度から、2クラス80名から、半分の1クラス40名となります。

なお、この案につきまして、愛媛県教育委員会の方は、今後7月から9月に県内8地区の地域説明会を開催し、10月から12月にかけてパブリックコメントを募集。令和5年の1月に最終的な計画を決定し、公表というスケジュールで進めております。

以上、情報提供を終わります。

◎教育長

教育総務課長から、愛媛県教育委員会から示された県立学校の振興計画案について、伝えていただきました。

この県教育委員会から示された案について、ご質問等々あれば、分かる範囲でお伝えできればと思います。いかがでしょうか。

先日報道等でも発表になったところですが、PTAの関係等で、特に宇和島南中等教育学校の前期課程が、令和6年度から募集停止になるということについて、何かお声があり、聞かれたりしているようなことがあれば、そういった内容も紹介いただければと思います。いかがでしょうか。

◎弓削委員

私の友人の中には、急な話だねということ言ってる人もいます。宇和島南中等教育学校は、生徒数が少なくなっているし、宇和島市内全体でも子どもの人数が少なくなっているのわかるけど、少し急すぎるという意見があります。

◎教育長

この中身について反対云々というよりも、急な話で驚いたというようなお声があったということでしょうか。

他、いかがでしょうか。

◎全委員

ー特に質問、意見等なしー

◎教育長

ありがとうございました。

また、県教育委員会による各地区での説明の中でも、地域からの意見は出てこようかと思います。また新しい情報等あれば、お伝えできればと思います。

続きまして、教育委員会の職務権限のことについてです。

これも教育総務課長、お願いいたします。

○教育総務課長

失礼いたします。

28ページをご覧くださいと思います。教育委員会の職務権限についてでございます。

こちらにつきましては、先月の定例会の中で、教育長が資料を用いてご説明するようという部分があったと思いますので、その内容でございます。

まず、法律の体系といたしまして、教育委員会の職務権限の根拠に関しましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、この法律でございます。

同法第21条、説明2のところですが、こちらにはご覧のように、「教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する」と職務権限を定めております。

そして、その具体的な内容を下記の1号から19号で定めております。

続いて下にいきまして、第25条ですが、こちらに事務の委任等という部分がございます。こちらは、今ほどの職務権限の一部を教育長に委ねることができますよという規定になっております。

ただし、説明4の部分でございますが、教育長に委任できないものという部分で、1号から6号がございます。

例として、第3号をご覧いただいたらと思います。先ほどの第21条第1号では、学校、その他の教育機関の設置、管理及び廃止に関しては、職務権限は教育委員会にあると定めておりますが、こちらのところを第3号と比べてみますと、管理という部分が抜けております。

つまり、解釈として、教育機関の管理については、教育長へ委任ができますが、教育機関の設置であったり、廃止であったりという部分は、教育長へ委任ができないため、教育委員会で議論しましょうという法のつくりとなっております。

以上が、教育委員会の職務権限につきまして、定めのある部分でございます。

次に、29ページをご覧いただいたらと思います。

一方で、教育長に何が委任できるのかという部分に関して、説明7のところですが、以下の(1)から(20)までに関しては、委任ができないという組み立てとなっております。

以上が、教育委員会の職務権限と教育長の職務権限につきまして、少し分かりにくい部分があるかもしれませんが、それぞれの職務権限があるので、今後教育長に委任されたものと、委任されていないもの、教育委員会ですという部分を意識して、今後事務局といたしましても、この定例会におきまして、適切な議題提案であったり、報告事項の提案という部分を意識して、説明や会議の運営をしていきたいと考えております。

ただ、今後試行錯誤になると思いますので、分かりにくい部分があったりとか、もう少し丁寧という部分はどんどん言っていただけたら、改善して参りたいと考えております。大きい柱としては、そのような形で会議の運営をしていきたいと考えております。

以上でございます。

◎教育長

こういった説明を課長にさせていただいた背景としては、特に先程文化・スポーツ課長から説明のあった、伊達博物館の建替の部分について、教育委員会での議決が要るのではないかというご意見をいただいたということがあります。それについて、新しい施策を始める、或いはこれまでやっていたことをやめる、こういう大きな意思決定をするにあたっては、教育委員会の議決が必要だけれども、既にやっている政策の一部を変更するという部分については、一定事務局で処理することをお許しいただいている。そういったことについての法的な根拠を説明していただいた、ということになっております。

質問等あればお願いいたしたいと思います。

◎全委員

－特に質問、意見等なし。－

◎教育長

よろしいでしょうか。

それでは次の項目に移りたいと思います。

文化・スポーツ課長、お願いいたします。

○文化・スポーツ課長

夏休みに入りまして、文化施設の方で、手づくりのイベントをしており、マスコミの方にもご紹介をしたので、皆様にもご周知をいたしたいと思います。

既に開催しているイベントもありますが、宇和島城、歴史資料館、吉田ふれあい国安の郷を使いまして、5つのイベントを計画しております。

それぞれのイベントは非常に人数も少なく、また規模も小さいですので、新型コロナウイルス感染症の感染等々も十分に気を付けながら続けており、募集の方も順調にさせていただいて、行っております。

それぞれのチラシ等を後ろに付けておりますので、見ていただいたらと思います。

8月11日、12日に宇和島城で、宇和島市観光情報センターシロシタを拠点に、クイズラリーをする予定でございます。

あとは、それぞれの施設で体験教室だったり、夏休みの宿題の少しヒントになるような内容になっておりますのでご紹介をしておきます。

もう1点、お知らせいたします。今日からインターハイの選手が宇和島市に入ってきております。卓球は、明日が開会式、明後日から競技開始となります。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に注意を図りながらということですが、これから8月8日の女子の決勝まで、少し長い期間になりますが、卓球のインターハイをやっておりますので、是非とも1度お越しいただいで、高校生の活躍を見ていただいたらと思います。以上です。

◎教育長

ありがとうございました。

夏休みのイベントについて、ご質問等あれば、お答えしたいと思います。

歴史資料館の化石レプリカづくり。これは、去年もやっていたと思いますけど、石膏に流し込んで作るのでしょうか。親子で大変熱心に参加してくださり、非常に楽しそうにやっている姿を昨年見せていただきました。

私も予定が許す限り、あちらこちら覗いてみたいと思っています。

他、ご意見等ございますでしょうか。

◎全委員

－特に質問、意見等なし－

◎教育長

特にないようですので、本日の議事日程の方はこれで全て終了ということでございます。

次回の定例会の日程については、この会議が始まる前に調整をさせていただきました。この場で確認をいたしたいと思います。

来月の定例会は、8月24日ということをお願いしたいと思います。

(5) 閉会宣言（午後5時00分）

◎教育長

それでは以上もちまして、7月定例の教育委員会会議を閉会いたします。